

千葉県報

号外
令和6年3月29日

主要目次

教育委員会規則	一
千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	一
県立高等学校管理規則の一部を改正する規則	一
県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	一
千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の一部を改正する規則	二
県立中学校管理規則の一部を改正する規則	二
学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則	二
教育委員会訓令	三
千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	三
実習船管理規程の一部を改正する訓令	四
千葉県教育庁等行政文書規程の一部を改正する訓令	四
県立学校行政文書規程の一部を改正する訓令	四

教育委員会規則

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第二号

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
千葉県教育委員会行政組織規則（昭和三十五年千葉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「本庁の部長」の下に「、学校危機管理監、県立高校統括監」を加え、「及び副参事」を「、副参事及び副技監」に改める。
第十七条第二項の表教育振興部の項中「社会教育振興室」の下に「、新県立図書館建設準備室」を加え、「高等学校指導室、義務教育指導室」を「学力向上推進室、教育課程指導室」に、「安全班」を「、不登校児童生徒支援室、安全班」に改め、「給食班」の下に「、高校総体準備班」を加え、同条第三項の表中「、新県立図書館建設準備班」を削る。
第十九条教育政策課の部中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 千葉県県立学校チャレンジ応援基金に関すること。
第十九条財務課の部中第十九号を削り、第二十号を第十九号とする。
第二十八条の見出し及び同条第一項中「及び理事」を「、理事、学校危機管理監及び県立高校統括監」に改める。

第三十一条の見出し中「、学校危機管理監」を削り、「副参事」の下に「、副技監」を加え、同条中「、学校危機管理監」を削り、「及び副参事」を「、副参事及び副技監」に改める。

第三十五条第一項第二号の表中「学校危機管理監」を「学校危機管理監に、県立高校統括監」

「副参事」を「副参事 副技監」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第三号

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「職員」を「職員（事務職員を除く。次条において同じ。）」に改め、同条第二項中「職員」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、事務職員が新たに配置された場合について準用する。この場合において、前二項中「校長」とあるのは、「企画管理部教育総務課長」とする。

第六十四条第一項中「（事務職員を除く。次項において同じ。）」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第四号

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

報 告 県 千 葉			令和 6 年 3 月 29 日（金曜日）		号外第 2 2 号
第六十条第一項中「職員」を「職員（事務職員を除く。次条において同じ。）」に改め、同条第二項中「職員」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。 3 前二項の規定は、事務職員が新たに配置された場合について準用する。この場合において、前二項中「校長」とあるのは、「企画管理部教育総務課長」とする。 第六十一条第一項中「（事務職員を除く。次項において同じ。）」を削る。 附 則 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月二十九日 千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子 千葉県教育委員会規則第五号 千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の一部を改正する規則 千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則（平成八年千葉県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。 別表中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げる。 別記第一号様式の注 4 及び第三号様式の注 3 中「鄰のヲ並及び無鄰の鄰」を「及び鄰のヲ並」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月二十九日 千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子 千葉県教育委員会規則第六号 県立中学校管理規則の一部を改正する規則 県立中学校管理規則（平成十九年千葉県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。 第五十三条第一項中「職員」を「職員（事務職員を除く。次条において同じ。）」に改			め、同条第二項中「職員」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。 3 前二項の規定は、事務職員が新たに配置された場合について準用する。この場合において、前二項中「校長」とあるのは、「企画管理部教育総務課長」とする。 第五十四条第一項中「（事務職員を除く。次項において同じ。）」を削る。 附 則 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月二十九日 千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子 千葉県教育委員会規則第七号 学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則 学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十四年千葉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 別表中第四十三号を第八十七号とし、第三十七号から第四十二号までを四十四号ずつ繰り下げ、第三十六号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。 八十 千葉県立銚子特別支援学校 別表中第三十五号を第七十八号とし、第三十四号を第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。 七十六 千葉県立印旛特別支援学校 七十七 千葉県立富里特別支援学校 別表中第三十三号を第七十一号とし、同号の次に次の三号を加える。 七十二 千葉県立東葛の森特別支援学校 七十三 千葉県立野田特別支援学校 七十四 千葉県立我孫子特別支援学校 別表中第三十二号を第七十号とし、第三十一号を第六十九号とし、第三十号を第六十六号とし、同号の次に次の二号を加える。 六十七 千葉県立松戸特別支援学校 六十八 千葉県立つくし特別支援学校 別表中第二十九号を第六十五号とし、第二十八号を第六十四号とし、第二十七号を第六十一号とし、同号の次に次の二号を加える。 六十二 千葉県立千葉特別支援学校 六十三 千葉県立八千代特別支援学校 別表中第二十六号を第六十号とし、第二十五号を第五十九号とし、第二十四号を第五十八号とし、第二十三号を第五十四号とし、同号の次に次の三号を加える。 五十五 千葉県立市原緑高等学校		

五十六 千葉県立姉崎高等学校 五十七 千葉県立市原八幡高等学校 別表中第二十二号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。 五十三 千葉県立市原高等学校 別表中第二十一号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。 五十一 千葉県立安房高等学校 別表中第二十号を第四十九号とし、第十九号を第四十四号とし、同号の次に次の四号を加える。 四十五 千葉県立長生高等学校 四十六 千葉県立茂原高等学校 四十七 千葉県立茂原樟陽高等学校 四十八 千葉県立大原高等学校 別表中第十八号を第四十三号とし、第十五号から第十七号までを二十五号ずつ繰り下げ、第十四号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。 三十九 千葉県立銚子商業高等学校 別表中第十三号を第三十七号とし、第十二号を第三十二号とし、同号の次に次の四号を加える。 三十三 千葉県立佐倉南高等学校 三十四 千葉県立八街高等学校 三十五 千葉県立四街道北高等学校 三十六 千葉県立佐原白楊高等学校 別表中第十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。 三十一 千葉県立成田北高等学校 別表中第十号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。 二十九 千葉県立野田中央高等学校 別表中第九号を第二十三号とし、同号の次に次の四号を加える。 二十四 千葉県立柏南高等学校 二十五 千葉県立柏陵高等学校 二十六 千葉県立流山高等学校 二十七 千葉県立流山南高等学校 別表中第八号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。 二十二 千葉県立松戸高等学校 別表中第七号を第十六号とし、同号の次に次の四号を加える。 十七 千葉県立鎌ヶ谷西高等学校 十八 千葉県立市川工業高等学校 十九 千葉県立国府台高等学校			
二十 千葉県立国分高等学校 別表中第六号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。 十四 千葉県立船橋古和釜高等学校 十五 千葉県立船橋法典高等学校 別表中第五号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。 十 千葉県立千葉大宮高等学校 十一 千葉県立土気高等学校 十二 千葉県立八千代高等学校 別表中第四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。 八 千葉県立磯辺高等学校 別表中第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。 六 千葉県立検見川高等学校 別表中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。 四 千葉県立京葉工業高等学校 別表中第一号を第二号とし、同表に第一号として次の一号を加える。 一 千葉県立千葉高等学校 別表に次の三号を加える。 八十八 千葉県立楨の実特別支援学校 八十九 千葉県立市原特別支援学校 九十 千葉県立千葉中学校 附 則 この規則は、令和六年四月一日から施行する。		教 育 委 員 会 訓 令 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九日 千葉県教育委員会訓令第一号 千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子 本 庁 教育事務所 教育機関 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令 千葉県教育委員会処務規程（昭和三十五年千葉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。 第二条第十一号を次のように改める。 十一 学校危機管理監又は県立高校統括監 組織規則第二十八条第一項に規定する学校	

報 告 県 千 葉 号外第22号		令和6年3月29日（金曜日）	
千 葉 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 二 号	千 葉 県 教 育 委 員 会 教 育 長	富 塚 昌 子	八 危機管理監又は県立高校統括監をいう。 第八條第四項を削る。 第八條の二を次のように改める。 （学校危機管理監の代決者） 第八條の二 学校危機管理監に事故がある場合は、主務課長がその事務を代決する。 第十四條第二項中「主務部長」を「教育長」に改める。 第六十七條中「及び本庁の部長」を「、本庁の部長、学校危機管理監及び県立高校統括監」に改め、「、学校危機管理監」を削り、「副参事」の下に「、副技監」を加える。 別表第一 三 その他の事務の表各課共通の項部長専決事項の欄第二号、第三号及び第五号から第九号までの規定中「副参事」の下に「、副技監」を加え、同表教育総務課の項部長専決事項の欄第四号中「及び副参事」を「、副参事及び副技監」に改め、同欄第五号中「副参事」の下に「、副技監」を加え、同項課長専決事項の欄第二号中「及び副参事」を「、副参事及び副技監」に改め、同欄第九号中「副参事」の下に「、副技監」を加える。 別表第一 三 その他の事務の表生涯学習課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。 二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第二項の規定による学校運営協議会の委員の任命及び学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十四年千葉県教育委員会規則第一号）第十五条第一項の規定による学校運営協議会の委員の解任に関すること。 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。 実習船管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九日
			千 葉 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 二 号 本 庁 千 葉 県 立 鉾 子 商 業 高 等 学 校 千 葉 県 立 大 原 高 等 学 校 千 葉 県 立 館 山 総 合 高 等 学 校 実習船管理規程の一部を改正する訓令 実習船管理規程（昭和四十八年千葉県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。 第十四條第四項第七号及び第八号を次のように改める。 七 教育庁教育振興部学習指導課程教育課程指導室長
			購読料 本号 一部 一二円
千 葉 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 四 号	千 葉 県 教 育 委 員 会 教 育 長	富 塚 昌 子	八 教育庁教育振興部教職員課県立学校人事室長 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。 千 葉 県 教 育 庁 等 行 政 文 書 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。 令和六年三月二十九日 千 葉 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 三 号 本 庁 教 育 機 関 （ 県 立 学 校 を 除 く 。 ） 教 育 機 関 （ 県 立 学 校 を 除 く 。 ） 千 葉 県 教 育 庁 等 行 政 文 書 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 千 葉 県 教 育 庁 等 行 政 文 書 規 程 （ 昭 和 六 十 一 年 千 葉 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 二 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。 第二條第九号を削る。 第四十四條の二第三項を次のように改める。 3 前項の規定により電子署名を付す場合にあっては、主務課長若しくは所長又はそれぞれの指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。 県立学校行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九日
			千 葉 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 四 号 本 庁 県 立 学 校 県立学校行政文書規程の一部を改正する訓令 県立学校行政文書規程（昭和六十二年千葉県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。 第二條第五号を削る。 第三十三條の二第三項を次のように改める。 3 前項の規定により電子署名を付す場合にあっては、校長又は校長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
			発 行 者 千 葉 市 中 央 区 市 場 町 一 番 一 号 千 葉 県 購読申込先 〇四三（二二三）二六五八